

鈴鹿大学大学院学則

平成 10 年 4 月 1 日
制 定

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 鈴鹿大学大学院（以下「大学院」という。）は、鈴鹿大学学則（以下「大学学則」という。）第 8 条第 2 項の規定に基づき、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて、文化の進展に寄与することを目的とする。

第 2 章 組織

(課程)

第 2 条 大学院に、修士課程を置く。

(養成する人材)

第 3 条 前条の課程の養成する人材は、広い視野に立って精深な学識を授け、専門分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養うことを目的とする。

(研究科、専攻及び入学定員等)

第 4 条 大学院に置く研究科、専攻、入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

研究科	専 攻	修士課程	
		入学定員	収容定員
国際学研究科	国際社会専攻	10	20

第 3 章 教員組織

(教員組織)

第 5 条 大学院の授業及び研究指導は、本学の専任教員が担当する。ただし、別に定める資格を有する者に限る。

2 学長は、必要に応じて兼任の教員に授業を担当させることができる。

3 大学院に大学院研究科長（以下「研究科長」という。）を置く。

4 研究科長の選考については、別に定める。

第 4 章 運営組織

(研究科会議)

第 6 条 大学院に大学院研究科会議（以下「研究科会議」という。）を置く。

2 研究科会議は、大学院の授業又は研究指導を担当する専任教員（教授、准教授、講師及び助教）をもって構成する。

3 研究科会議の運営に関し、必要な事項は、別に定める。

第5章 学年、学期及び休業日

(学年、学期及び休業日)

第7条 学年、学期及び休業日については、本学学則第14条、第15条及び第16条を準用する。

第6章 修業年限及び在学年限

(修業年限)

第8条 修士課程の標準修業年限は、2年とする。

2 前項の規定にかかわらず、主として実務の経験を有する者に対して教育を行う場合であって、教育研究上の必要があり、かつ、昼間と併せて夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う場合で教育上支障を生じないときは、学生の履修上の区分に応じ、標準修業年限を1年以上2年未満の期間とすることができる。

(在学年限)

第9条 在学年限は、標準修業年限の2倍の年数を超えることができない。

(長期にわたる教育課程の履修)

第10条 学生が、職業を有している等の事情により、第8条第1項に規定する修業年限を超えて計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する旨を申出たときは、審査の上、その計画的な履修（以下「長期履修」という。）を認めることができる。

2 長期履修をする学生の履修の期間は4年以内とし、在学年限は、6年を超えることができない。

第7章 入学

(入学の時期)

第11条 入学の時期は、前期又は後期の始めとする。

(入学資格)

第12条 修士課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 学校教育法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 文部科学大臣の指定した者
- (5) 大学に3年以上在学した者、又は外国において学校教育における15年の課程を修了した者であって、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと本大学院において認めた者
- (6) 大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の

学力があると認めた者で、22 歳に達した者

(入学の出願)

第 1 3 条 本大学院に入学を志願する者は、本学所定の入学願書及びその他の書類に入学検定料を添えて提出しなければならない。

(入学者の選考)

第 1 4 条 前条の入学志願者の選考方法は、別に定める。

2 前項の合格者は、研究科会議の意見を聴いて、学長が決定する。

(入学手続き)

第 1 5 条 前条の選考に合格した者は、所定の期日までに、誓約書その他指定の書類を提出するとともに、入学金及びその他の費用を納付しなければならない。

(入学許可)

第 1 6 条 学長は、第 15 条の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

(転入学)

第 1 7 条 他の大学院から転入学を願い出た者がいる場合は、欠員のある場合に限り、学長は、研究科会議の意見を聴いて、入学を許可することができる。

2 前項により入学を許可された者の既に履修した授業科目及び単位数の取扱い並びに在学すべき年数については、研究科会議の意見を聴いて、学長が決定する。

第 8 章 教育課程等

(授業科目及び単位)

第 1 8 条 研究科における授業科目及び単位数は、別表 1 のとおりとする。

(履修方法)

第 1 9 条 学生は、在学期間中に、別表 1 に定められた授業科目を履修し、所定の単位を修得しなければならない。

2 教育課程及び履修方法等については、研究科会議の意見を聴いて、学長が別に定める。

(教育方法の特例)

第 2 0 条 修士課程においては、教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

(他大学院における授業科目の履修)

第 2 1 条 大学院において教育上有益と認めるときは、他の大学院との協議に基づき、学生にその大学院の授業科目を履修させることができる。

2 前項により修得した単位は、研究科会議の意見を聴き、10 単位を超えない範囲で、大学院において修得したものと認めることができる。

(他大学院等における研究指導)

第 2 2 条 大学院において教育上有益と認めるときは、他の大学院又は研究所等との

協議に基づき、学生にその大学院又は研究所等において必要な研究指導を受けさせることができる。ただし、修士課程の学生については、当該研究指導を受ける期間は、1年を超えないものとする。

第9章 休学、復学、留学、転学、留學、退学、再入学、除籍及び復籍 (休学)

第23条 大学院の休学、復学、留学、転学、退学、再入学、除籍及び復籍については、本学学則第38条、第39条、第40条、第41条、第42条、第43条、第44条、第45条及び第46条の規定を準用する。

2 前項にかかわらず、休学期間は、通算して2年を超えることができない。

第10章 課程の修了及び学位 (課程の修了)

第24条 修士課程の修了要件は、次の各号の全てを充足することとする。

- (1) 第8条第1項の修業年限（第8条第2項及び第10条第2項により個別に定められた修業年限にあっては当該修業年限）の修業年限以上在籍していること。
- (2) 大学院学則の定めるところにより、30単位以上の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けていること。
- (3) 学位論文もしくは特定の課題についての研究の成果（以下「学位論文等」という。）を在学期間中に提出していること。
- (4) 前号の学位論文等に関する審査及び最終試験に合格していること。

2 前項第1号の修業年限については、大学院が別に定めるところにより、優れた業績を上げた者について、当該課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

(学位論文等)

第25条 修士課程の学位論文等を提出しようとする者は、所定の学位論文等審査願に学位論文等、論文等目録及び論文等要旨を添え、研究科長に提出するものとする。

2 学位論文等は、一編に限って提出することができるものとする。ただし、参考として他の論文を添付することができる。

3 審査のため必要があるときは、学位論文等の副本、訳本、模型又は標本等を提出させることがある。

4 提出した学位論文等は、返還しない。

(審査の付託)

第26条 研究科長は、学位論文等を受理したときは、研究科会議に審査を付託するものとする。

(審査委員)

第27条 研究科会議は、学位論文等の審査を付託されたときは、審査委員を選出し

て、審査を行う。

2 審査委員は、主査1名、副査1名とする。ただし、研究科会議が必要と認めた場合、副査の人数を増やすことができる。

3 審査委員は、学位論文等の審査のほか最終試験を行う。
(最終試験)

第28条 最終試験は、学位論文等の審査終了後、学位論文等を中心として、これに関連のある科目について、口頭又は筆答によって行う。
(審査期間)

第29条 学位論文等の審査及び最終試験は、提出者の在学期間中に終了するものとする。
(審査結果の報告)

第30条 審査委員は、学位論文等の審査及び最終試験を終了したときは、直ちにその結果を文書により研究科会議に報告するものとする。
(研究科会議の審議)

第31条 研究科会議は、前条の報告に基づき、学位論文等の審査及び最終試験の可否について審議する。
(研究科長の報告)

第32条 研究科長は、前条の審議をしたときは、学位論文等の審査要旨及び最終試験の結果を学長に報告するものとする。

2 学長は、前項の報告を踏まえ可否の決定を行うものとする。
(学位の授与)

第33条 学長は、修士課程を修了した者には、学期ごとに修士（国際学）の学位を授与する。

2 学長は、学位に関し必要な事項は、研究科会議の意見を聴いて、決定する。

第11章 賞罰

(表彰及び懲戒)

第34条 表彰及び懲戒については、本学学則第46条及び第47条の規定を準用する。

第12章 研究生、科目等履修生、特別聴講学生及び外国人留学生

(研究生)

第35条 学長は、大学院において、特別の専門事項について研究することを志願する者がいるときは、研究科の教育に支障のない場合に限り、選考の上、研究生として入学を許可することができる。

2 研究生の入学資格は、次の各号の一に該当する者とする。
(1) 修士課程にあっては、修士の学位を有する者

(2) 大学院において相当の学力があると認めた者

3 前2項のほか、研究生に関し必要な事項は、研究科会議の意見を聴いて、学長が定める。

(科目等履修生)

第36条 大学院において、特定の授業科目を履修することを志願する者があるときは、研究科の教育に支障のない場合に限り選考の上、学長は、科目等履修生として入学を許可することができる。

2 科目等履修生の入学資格は、第12条に定める入学資格を有する者又は研究科において、当該授業科目を聴講する能力があると認めた者とする。

(特別聴講学生)

第37条 他の大学院の学生で、大学院の授業科目を履修することを志願する者があるときは、当該大学院との協議に基づき、学長は、特別聴講学生として入学を許可することができる。

(外国人留学生)

第38条 外国人で、大学において教育を受ける目的をもって入国し、大学院に入学を志願するものがあるときは、選考の上、外国人留学生として入学を許可することができる。

第39条 研究生、科目等履修生、特別聴講学生及び外国人留学生に関し、必要な事項は、別に定める。

第13章 入学検定料、入学金及び授業料等

(入学検定料、入学金及び授業料等)

第40条 入学検定料、入学金、授業料、教育充実費及び施設維持費の額は、次のとおりとする。なお、授業料等の取扱いについては、本学学則第54条から第61条までの規定を準用する。

(1) 入学検定料 35,000 円

(2) 入学金 300,000 円

(3) 授業料、教育充実費及び施設維持費

区 分	前 期	後 期
授業料	310,000 円	310,000 円
教育充実費	100,000 円	100,000 円
施設維持費	20,000 円	20,000 円

2 入学後に授業料等を改正したときは、改正後の授業料等を適用する。

第14章 雑則

(学則の準用)

第41条 この学則に定めるもののほか、大学院学生に関し必要な事項は、本学学則

を準用する。

(学則の改廃)

第42条 この学則の改廃は、学長が研究科会議の意見を聴いて上申し、常任理事会の議を経て、理事会がこれを行う。

附 則

- 1 この通則は、平成10年4月1日から施行する。
- 2 第9条の規定にかかわらず、本大学院発足時に研究科長である者の任期は、2年とする。ただし再任を妨げない。

附 則

この通則は、平成11年2月5日から施行し、平成10年4月1日から適用する。
(授業等)

附 則

- 1 この通則は、平成11年12月1日から施行し、平成12年4月1日から適用する。(別表1)
- 2 この通則は、平成12年3月8日から施行し、平成12年4月1日から適用する。(研究科長の選考)

附 則

この通則は、平成12年9月から施行する。(審査委員)

附 則

この通則は、平成13年4月1日から施行する。ただし、平成13年度以前の入学性は、この改正規程にかかわらず従前の規程によるものとする。(別表1授業科目改正)

附 則

この通則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この通則は、平成26年7月1日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この学則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 平成30年3月31日に在籍する者は、この学則の変更後の別表(教育課程表)にかかわらず、なお、従前のとおりとする。

附 則

- 1 この学則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 31 年 3 月 31 日に在籍する者は、この学則の変更後の別表(教育課程表)にかかわらず、なお、従前のおりとする。

附 則

- 1 この学則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 経過措置として、令和 2 年 3 月 31 日(本学則の施行日の前日)に在学する者については、本学則の変更後にかかわらず、なお、従前の学則による。

附 則

- 1 この学則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 経過措置として、令和 6 年 3 月 31 日(本学則の施行日の前日)に在学する者については、本学則の変更後にかかわらず、なお、従前の学則による。

附 則

- 1 この学則は、令和 6 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 経過措置として、令和 6 年 9 月 30 日(本学則の施行日の前日)に在学する者については、本学則の変更後にかかわらず、なお、従前の学則による。

附 則

- 1 この学則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 経過措置として、令和 7 年 3 月 31 日(本学則の施行日の前日)に在学する者については、本学則の変更後にかかわらず、なお、従前の学則による。
- 3 学則第 40 条(入学検定料、入学金及び授業料等)第 1 項第 3 号の改正は、下表のとおり、令和 7 年 10 月 1 日以降に入学する 1 年生から適用するものとする。

- (1) 令和 7 年 9 月 30 日までの入学生

(単位：円)

	前期	後期
授業料	310,000	310,000
教育充実費	100,000	100,000

- (2) 令和 7 年 10 月 1 日以降入学生

(単位：円)

	前期	後期
授業料	310,000	310,000
教育充実費	100,000	100,000
施設維持費	20,000	20,000

別表1(第18条関係)

科目区分	科目名	配当年次	単位数	
			必修	選択
国際学専門科目	国際学特論	1		2
	論文執筆法	1		2
	比較政治研究	1・2		2
	文化人類学特論	1・2		2
	環境学特論	1・2		2
	歴史学特論	1・2		2
	歴史学演習	1・2		2
	ビジネスマネジメント特論	1・2		2
	ビジネスエコノミクス特論	1・2		2
	ビジネスコンサルティング特論	1・2		2
	観光まちづくり特論	1・2		2
	観光経営特論	1・2		2
	観光イノベーション特論	1・2		2
	スポーツ組織経営学特論	1・2		2
	スポーツ組織経営学演習	1・2		2
	スポーツビジネス経営学特論	1・2		2
	スポーツビジネス経営学演習	1・2		2
	教育学特論	1・2		2
論文	研究指導Ⅰ	1	2	
	研究指導Ⅱ	1	2	
	論文指導Ⅰ	1・2	2	
	論文指導Ⅱ	1・2	2	
	修士論文（もしくは修士論文の審査に代わる特定の課題についての研究成果）	1・2	8	
(備考) 修了要件 (1) 大学院生は、自己の研究テーマに応じて必要な国際学専門科目を14単位以上を修得しなければならない。 (2) 修了に必要な単位数は、30単位以上とする。 (3) 研究指導Ⅰ 2単位、研究指導Ⅱ 2単位、論文指導Ⅰ 2単位、論文指導Ⅱ 2単位及び修士論文（もしくは修士論文の審査に代わる特定の課題についての研究成果） 8単位の計16単位を必修とする。				